

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（豊島区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種 類	位 置	面 積	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の防災都市計画施設に 面する部分の長さの敷地の防 災都市計画施設に接する長さ に対する割合の最低限度	建築物の高さの 最低限度	備 考
特定防災街区 整備地区 （池袋本町三 丁目 20・21 番 南地区）	豊島区池袋 本町三丁目 の 20・21 番 の一部	約 0.2ha	100 m² （ただし、次のいずれか に該当する 100 m²未満の 土地については、その全 部を一の敷地として使 用する場合は当該敷地 面積を最低限度とする。 1）当都市計画の決定告 示日において、現に建 築物の敷地として使 用されている土地 2）当都市計画の決定告 示日において、現に存 する所有権その他の 権利に基づいて建築 物の敷地として使用 する土地 3）当都市計画の決定告 示日において、公共施 設の用地として提供 したことにより減少	1．防災都市 計画施設に 面する敷地 における建 築物の高さ 2.5 m 以下 の部分は、 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 道路境界ま での水平距 離を 0.6 m 以上 と す る。 2．区画道路 A 号及び区画 道路 B 号に 面する敷地 における建 築物は、外壁	7/10	7m	池袋本町三 丁目 20・21 番南地区防 災街区整備 事業施行区 域

			した土地 4) 公共施設の用地を提 供するために、本都市 計画区域内の他の土 地に移転した場合の 移転後の土地)	又はこれに 代わる柱の 面から道路 境界までの 水平距離を2 m以上とす る。			
--	--	--	---	---	--	--	--

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：池袋本町三丁目 20・21 番南地区の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（豊島区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種 類 (地区名・区分)	面 積	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の防災都市計画施設に 面する部分の長さの敷地の防 災都市計画施設に接する長さ に対する割合の最低限度	建築物の高さの 最低限度	備考
特定防災街区 整備地区 (池袋本町三丁目 20・21 番南地区)	約 0.2ha	100 m ² (注 1)	0.6m 2m (注 2)	7/10	7m	池袋本町三丁目 20・21 番南地区防災街区整備 事業施行区域
	(注 1) 次のいずれかに該当する 100 m²未満の土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該敷地面積を最低限度とする。 1) 当都市計画の決定告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地 2) 当都市計画の決定告示日において、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地 3) 当都市計画の決定告示日において、公共施設の用地として提供したことにより減少した土地 4) 公共施設の用地を提供するために、本都市計画区域内の他の土地に移転した場合の移転後の土地 (注 2) 1) 防災都市計画施設に面する敷地における建築物の高さ 2.5m 以下の部分は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの水平距離を 0.6m 以上とする。 2) 区画道路 A 号及び区画道路 B 号に面する敷地における建築物は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの水平距離を 2m 以上とする。					
豊島区内のその他既決定の地区		面 積	位 置			
特定防災街区整備地区 (補助 26 号線沿道地区)		約 10.3ha	豊島区要町三丁目、千早三・四丁目、長崎五・六丁目及び南長崎六丁目の各一部			
小 計		約 10.3ha				
合 計		約 10.5ha				

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：池袋本町三丁目 20・21 番南地区の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

変更概要

種 類	変更箇所	変更面積	備 考
特定防災街区整備地区 (池袋本町三丁目 20・21 番南地区)	豊島区池袋本町三丁目地内	約 0. 2ha	追加